

日行連発第 1542 号
令和 7 年 2 月 17 日

各単位会事務局 御中

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 坪川 貞子

法務省からの戸籍振り仮名制度広報用ポスター及びリーフレットの
送付について（依頼）

この度、法務省から、戸籍法の改正（令和 7 年 5 月 26 日施行）に伴う氏名の振り仮名制度の開始について、当該制度の周知のため、添付のとおり広報用ポスター及びリーフレットを各単位会へ送付いただく事となりました。送付数の内訳は、ポスター1枚、リーフレット150部（ADRセンターを有する単位会は300部）となっており、2月25日以降順次送付されるとのことです。

各単位会におかれましては、当該ポスター及びリーフレットをお受け取りいただき次第、その備付け及び掲出についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

【添付】

- ・【依頼】 戸籍振り仮名制度広報用ポスター及びリーフレットの送付について
- ・振り仮名制度ポスター
- ・振り仮名制度リーフレット

以上